省令

○厚生労働省令第八号

労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第六条第十三号の規定に基づき、労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月五日

厚生労働大臣　根本　匠

労働安全衛生規則の一部を改正する省令

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一編　通則	第一編　通則
第一章　（略）	第一章　（略）
第二章　安全衛生管理体制	第二章　安全衛生管理体制
第一節～第四節　（略）	第一節～第四節　（略）
第五節　作業主任者（第十六条―第十八条の二）	第五節　作業主任者（第十六条―第十八条）
第六節　統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者、店社安全衛生管理者及び安全衛生責任者（第十八条の二の二―第二十条）	第六節　統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者、店社安全衛生管理者及び安全衛生責任者（第十八条の二―第二十条）
第七節～第八節の二　（略）	第七節～第八節の二　（略）
第二章の二～第十章　（略）	第二章の二～第十章　（略）
第二編～第四編　（略）	第二編～第四編　（略）
附則	附則
（令第六条第十三号の厚生労働省令で定める船舶）	（新設）
第十八条の二　令第六条第十三号の厚生労働省令で定める船舶は、船員の育成及び確保に資することを目的とする船員室の新設、増設又は拡大により総トン数五百トン以上五百十トン未満となつたと認められる船舶とする。	**第十八条の二**　（略）
第十八条の二の二　（略）	
第九十条　法第八十八条第三項の厚生労働省令で定める仕事は、次のとおりとする。	**第九十条**　法第八十八条第三項の厚生労働省令で定める仕事は、次のとおりとする。
一・二　（略）	一・二　（略）
二の二　最大支間三十メートル以上五十メートル未満の橋梁（りょう）の上部構造の建設等の仕事（第十八条の二の二の場所において行われるものに限る。）	二の二　最大支間三十メートル以上五十メートル未満の橋梁（りょう）の上部構造の建設等の仕事（第十八条の二の場所において行われるものに限る。）
三～七　（略）	三～七　（略）
附　則	
この省令は、公布の日から施行する。	

○厚生労働省令第九号

児童福祉法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第二十号）の施行に伴い、並びに児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十四条、第二十五条の二、第二十五条の六、第二十七条の二、第二十七条の五及び第三十四条の規定に基づき、児童福祉法施行規則及び障害児通所給付費等の請求に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月五日

厚生労働大臣　根本　匠

児童福祉法施行規則及び障害児通所給付費等の請求に関する省令の一部を改正する省令

（児童福祉法施行規則の一部改正）

第一条　児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第十八条の三の二　所得割（令第二十四条第二号、第三号ロ、第四号ロ及び第五号に規定する所得割をいう。次項及び第三項において同じ。）の額を算定する場合には、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四号）第一条の規定による改正前の地方税法第二百九十二条第一項第八号に規定する扶養親族（十六歳未満の者に限る。以下この条において「扶養親族」という。）及び同法第三百十四条の二第一項第十一号に規定する特定扶養親族（十九歳未満の者に限る。以下この条において「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第三百十四条の三第一項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。	**第十八条の三の二**　所得割（令第二十四条第二号、第三号ロ及び第四号に規定する所得割をいう。次項及び第三項において同じ。）の額を算定する場合には、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四号）第一条の規定による改正前の地方税法第二百九十二条第一項第八号に規定する扶養親族（十六歳未満の者に限る。以下この条において「扶養親族」という。）及び同法第三百十四条の二第一項第十一号に規定する特定扶養親族（十九歳未満の者に限る。以下この条において「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第三百十四条の三第一項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。
②・③　（略）	②・③　（略）